

放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理方針について

平成 26 年 8 月 26 日
 玉山総合事務所
 環 境 部

1 現状と課題

福島第一原発事故の影響により、放射性物質に汚染された牧草及びほだ木等の農林業系副産物（以下「汚染副産物」という。）が、当管内（岩手町・盛岡市玉山区）においても、約 680 t 発生している。これらの汚染副産物は、現在、生産圃場及び市町有地において一時保管している状況であり、農林業の生産活動に支障をきたしている。国では、国の基準値以下（8,000ベクレル/kg）のものは、廃棄物処理法等に基づき、市町村において一般廃棄物として、適正に処理するよう指導されており、岩手県においては、ガイドラインを策定し、県民生活への影響、農林業の生産環境の維持の観点から、汚染副産物については当面優先して取り組むとしている。

これまで、既に県内 12 市町村において焼却処理が実施されており、放射性物質検査の結果、すべての市町村において安全性が確認されている状況である。

2 管内の汚染副産物発生量（H26.7.28 時点の暫定量）

総発生量 677.4 t（岩手町 514.4 t、盛岡市玉山区 163.0 t）

3 基本的な考え方（処理方針）

当管内の汚染副産物の処理にあたっては、県ガイドライン、関係法令及び国の基準を遵守のうえ、一般廃棄物焼却施設である岩手・玉山清掃事業所に運搬のうえ焼却処理を行い、焼却灰については、岩手町と盛岡市玉山区にある一般廃棄物最終処分場において埋立て処分を行うこととします。

なお、処理にあたっては、一般ごみとの混焼により、放射性物質濃度を抑制しながら焼却を行うこととし、処理期間中は、排ガス、焼却灰、放流水等の放射性物質濃度、焼却施設及び最終処分場付近の空間線量を定期的に測定し安全性を確保する。

4 処理計画量及び処理期間

処理する汚染副産物の日量を 1 t 程度とし、処理期間は、本格焼却が開始された後、概ね 2 年 10 ヶ月間を目処とします。

5 実施主体及び処理施設

岩手・玉山環境組合を補助事業実施主体とし、岩手町、盛岡市が共同実施主体となる。なお、役割分担として、各処理工程において 3 団体が連携のうえ実施する。

- ① 焼却施設 岩手・玉山清掃事業所
- ② 最終処分場 岩手町一般廃棄物最終処分場
- ③ 最終処分場 盛岡市玉山廃棄物処分場
- ④ 前処理施設 焼却施設敷地内に前処理施設を設置予定

6 試験焼却及び住民説明会の実施について

(1) 試験焼却

- ・実施年月日：平成 26 年 10 月
- ・焼却対象物：牧草 1 t、ほだ木 1 t（岩手町、盛岡市玉山区より）

(2) 住民説明会の開催

試験焼却の前後に、焼却施設、最終処分場（岩手町、盛岡市玉山区）3 箇所の周辺住民を対象に説明会を開催する。（試験焼却前：平成 26 年 9 月以降、試験焼却後：平成 26 年 10 月以降）

7 受入基準（強化基準）

国の基準値の半分以下である「1,000Bq/kg 以下」の基準を独自に設定し、厳しい基準で焼却処理を進める。

放射性物質に汚染された農林業系副産物の
処理方針について

〔最終報告〕

(案)

平成 26 年 月 日

放射性物質に汚染された農林業系副産物の焼却処理に係る検討チーム

〔 岩手・玉山環境組合 岩手町 盛岡市 〕

目 次

1	現状と課題	1
2	基本的な考え方（処理方針）	1
	(1) 処理方法	1
	(2) 処理期間	2
	(3) 住民説明と情報公開	2
3	実施主体及び役割分担	2
	(1) 実施主体	2
	(2) 役割分担	2
4	処理対象物	3
5	処理対象物の一時保管状況及び処理施設の概要	3
	(1) 処理対象物の一時保管状況	3
	(2) 処理施設の概要	4
6	管内の処理対象物の現状（当初見込み量）	5
7	処理計画の概要	5
	(1) 全体処理工程及び処理スケジュール	5
	(2) 処理フロー及び全体処理計画量	6
8	処理計画	6
	(1) 運搬計画（一時保管場所から焼却施設内）	6
	(2) 前処理計画	7
	(3) 焼却処理計画	7
	(4) 埋立処分計画	8
	(5) 放射性物質測定計画	8
	(6) 放射性物質管理計画	9
	(7) 組合及び市町による協議・調整	10
9	作業従事者への健康対策	10
10	焼却時等の異常発生・緊急時の対応	10
	(1) 運搬、焼却処理及び埋立処分時において事故等が発生した場合	10
	(2) 排ガスが放射性物質管理計画に定める放射性セシウム濃度を 超過した場合	10
	(3) 焼却灰等が放射性物質管理計画に定める放射性セシウム濃度を 超過した場合	11
	(4) 追加空間線量が平均毎時0.19マイクロシーベルトを超過又は超過しそうな場合	11
11	試験焼却及び住民説明会の実施について	11
	(1) 試験焼却	11
	(2) 住民説明会の開催	11
12	放射性物質測定結果（モニタリング結果）の公表	12
13	処理事業費	12

（別添資料）

資料 1	岩手県「放射性物質に汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン（第1版）」	13
資料 2	環境省「放射性物質を含む可燃性廃棄物（牧草）焼却実証事業の結果概要（一関市）」	22
資料 3	ごみ焼却施設及び一般廃棄物最終処分場モニタリング測定結果	29
資料 4	ごみ焼却施設及び一般廃棄物最終処分場の位置図及び平面図	35
資料 5	放射性物質に汚染された農林業系副産物に係る検討チーム開催状況	40
資料 6	放射性物質汚染農林業系副産物の焼却処理に係る検討チーム委員名簿	42

放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理方針について 〔最終報告〕

1 現状と課題

東京電力（株）福島第一原子力発電所事故の影響により、放射性物質に汚染された牧草及びしいたけ栽培用ほだ木等の農林業系副産物（以下「汚染副産物」という。）が県内で多く発生しています。

当管内（岩手町・盛岡市玉山区）においても、汚染副産物が約 680 トン発生しており、現在、生産圃場及び市町有地において、一時保管している状況であります。

これらの汚染副産物は、農林業の生産活動に大きな支障をきたしており、国より、基準値以下（8,000 ベクレル/kg）のものは、廃棄物処理法等に基づき、市町村において一般廃棄物として、適正に処理するよう指導されているところです。

岩手県では、「放射性物質に汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係るガイドライン※（以下「ガイドライン」という。）を策定し、県民生活への影響、農林業の生産環境の維持の観点から、汚染副産物については、当面優先して取り組むとしています。

これまで既に県内 12 市町村において、焼却処理が実施されており、放射性物質検査の結果、すべての市町村において安全性が確認されている状況です。※

※別添資料 1 「放射性物質に汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン」（岩手県）

※別添資料 2 「放射性物質を含む可燃性廃棄物（牧草）焼却実証事業の結果概要」（岩手県一関市）

2 基本的な考え方（処理方針）

汚染副産物の処理にあたっては、ガイドラインにある「既存施設を活用した放射性物質濃度を抑えた処理」及び「継続的かつ効果的なモニタリング・調査」等の基本的な考え方が示されており、当管内においても、本ガイドライン、関係法令及び国の基準を遵守のうえ、下記のとおり行うこととします。

(1) 処理方法

汚染副産物の処理方法については、一般廃棄物焼却施設である岩手・玉山清掃事業所に運搬のうえ焼却処理を行い、焼却灰については、岩手町と盛岡市玉山区にある一般廃棄物最終処分場において埋立て処分を行うこととします。

放射性物質管理計画を策定のうえ、一般ごみとの混焼により、放射性物質濃度を抑制しながら、焼却を行うこととし、処理期間中は、排ガス、焼却灰、放流水等の放射性物質濃度、焼却施設及び最終処分場付近の空間線量を定期的に測定します。（以下、「モニタリング調査」という。）

モニタリング調査測定にあたり、管理体制を強化するとともに、測定結果が放射性物質管理計画に定める基準を超えた場合は、処理を一時休止のうえ原因調査及び必要な対策を講じる等周辺住民の安全安心に十分に配慮します。

なお、焼却処理にあたっては、牧草等の裁断や破砕などの前処理が必要となりますが、本格焼却の前処理施設は、焼却施設のある敷地内に設置し処理の効率化を図るとともに飛散防止等の措置を講じます。

(2) 処理期間

処理期間は、本格焼却が始まった後、概ね2年10ヶ月間を目処とした処理期間とします。

・1日あたり汚染副産物処理量	1.0 t
・本焼却処理量	675.4 t (総処理対象量 677.4 t - 試験焼却 2.0 t)
・焼却施設年間稼働	245 日
○処理期間試算	
	$675.4 \text{ t} / 1.0 \text{ t} = \text{約 } 676 \text{ 日必要}$
	$676 \text{ 日} / 245 \text{ 日} \times = \text{約 } 2.76 \text{ 年}$

(3) 住民説明と情報公開

処理計画等の周知するため、施設周辺住民等を対象とした説明会を開催します。なお、試験焼却における放射性物質濃度等のデータが放射性物質管理計画で定める基準を超えた場合は、その内容について報告するとともに計画を見直します。

3 実施主体及び役割分担

汚染副産物の適正処理にあたっては、下記の役割分担とし、組合及び市町がそれぞれ連携して実施するものとします。

(1) 実施主体

区 分	団体名
補助事業実施主体	岩手・玉山環境組合
共同実施主体	岩手町
	盛岡市

(2) 役割分担

No.	処理工程	組 合	盛岡市	岩手町	摘 要
①	農家からの収集・一時保管場所の管理		○	○	一時保管場所から前処理施設への運搬含む。
②	前処理施設の設置・運営	○			焼却施設の敷地内に設置
③	前処理施設から焼却施設への運搬	○			
④	焼却処理	○			
⑤	排ガス、焼却灰等の放射性物質測定、焼却施設周辺の空間線量率調査	○			
⑥	埋立処分(放射性物質漏出対策を含む)		○	○	最終処分場
⑦	浸出水の放射性物質調査、空間線量率調査		○	○	最終処分場
⑧	各施設への住民説明	○	○	○	焼却施設、最終処分場

4 処理対象物

本方針の対象となる汚染副産物は、岩手町、盛岡市玉山区管内で発生したもので、農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業実施要領（環境省補助事業）第5条に規定する対象物とします。

農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業実施要領

（農林業系廃棄物の範囲）

第5条 本事業の補助対象となる農林業系廃棄物は、次のすべての項目に該当するものとする。

- 1 事故由来の放射性物質に汚染されたことで新たに発生した稲わら、牧草、堆肥、きのこ原木又はほだ木等の農林業系廃棄物であること
- 2 市町村等が廃棄物処理法に基づき処理する一般廃棄物であること
- 3 国の定める放射性セシウム濃度の暫定許容値等を超過したもの、又は国・都道府県により使用、生産及び流通の制限・自粛を要請されたものであること（ただし、国・都道府県による利用、生産及び流通の制限・自粛が解除されたもの（又は解除が見込まれるもの）であって、利用が可能なものは除く。）

5 処理対象物の一時保管状況及び処理施設の概要

(1) 処理対象物の一時保管状況

処理対象物の一時保管状況は、次のとおりです。

市町名	種別	数量(t)	内容	一時保管場所
岩手町	牧草	130.3	ロール 380 個 コンパクト 45 個 フレコン 39 個	町営牧野の未利用地
	稲わら	34.1	ロール 50 個 フレコン 50 個	
	ほだ木	350.0	50,000 本	生産圃場
	計	514.4		
盛岡市 (玉山区)	牧草	143.1	ロール 652 個	盛岡市玉山区内の市有地
	稲わら	0.7	ロール 5 個	
	ほだ木	19.2	1,600 本	生産圃場
	計	163.0		
合計	677.4			

(H26.7.28 時点の暫定量)

(2) 処理施設の概要

焼却処理施設及び最終処分場の位置及び概要は次のとおりです。

① 焼却施設

区分	内容
名称	岩手・玉山清掃事業所
種類	ごみ焼却施設
処理対象	可燃ごみ
施設規模	28t/日 (14t/日×2炉)
処理方式	ストーカ式焼却炉
所在地	盛岡市玉山区寺林字平森 54-54
竣工	平成9年4月

② 最終処分場 (岩手町)

区分	内容
名称	岩手町一般廃棄物最終処分場
種類	最終処分場
処理対象	焼却残渣、不燃残差
施設規模	4,580 m ²
処理方式	セル&サンドイッチ方式
所在地	岩手町大字五日市 3-84-58
竣工	平成15年3月

③ 最終処分場 (盛岡市玉山区)

区分	内容
名称	盛岡市玉山廃棄物処分場
種類	最終処分場
処理対象	不燃ごみ、焼却灰、不燃残差
施設規模	5,160 m ²
処理方式	セル&サンドイッチ方式
所在地	盛岡市玉山区門前寺字越戸 76-106
竣工	平成5年3月

④ 前処理施設 (焼却施設敷地内)

牧草等の裁断を行うため、焼却施設敷地内に前処理施設を設置し、前処理用テント、ロール運搬車、裁断機 (牧草、稲わら用) 等の設備を設ける計画としている。

6 管内の処理対象物の現状（当初見込み量）

管内の処理対象物の発生量は、下記のとおりです。

○ 管内の処理対象物（汚染副産物発生量）

市町名	種別	生産者 (戸)	数量 (t)	放射性セシウム 濃度の最大値 (Bq/kg・ベクレル)	備考
岩手町	牧草	12	130.3	334	ロール 380 個 コンパクト 45 個 フレコン 39 個
	稲わら	10	34.1	82	ロール 50 個 フレコン 50 個
	ほだ木	2	350.0	97	50,000 本
	計	24	514.4		
盛岡市 (玉山区)	牧草	10	143.1	539	ロール 652 個
	稲わら	1	0.7	0	ロール 5 個
	ほだ木	1	19.2	59	1,600 本
	計	12	163.0		
合計	牧草		273.4		
	稲わら		34.8		
	ほだ木		369.2		
	計		677.4		

(H26. 7. 28 時点の暫定量)

7 処理計画の概要

(1) 全体処理工程及び処理スケジュール

実施期間における処理計画の概要を次のとおりとします。

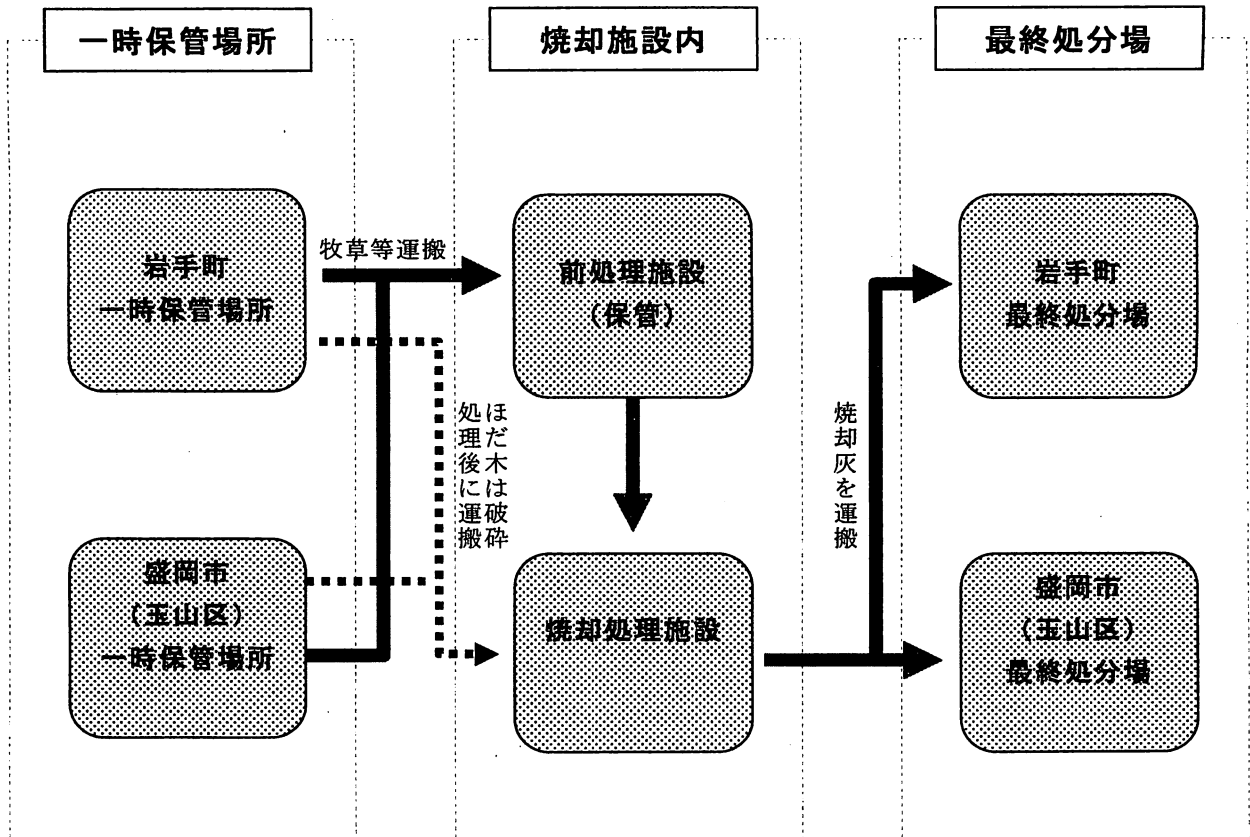
区分	26 年度		27 年度				28 年度			29 年度		
	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9
前処理施設・設備等設置			●									
保管・運搬 (一時保管場所→前処理施設)												
前処理(裁断・破砕)												
焼却処理												
埋立処分	H26.12月~H29.9月(34ヶ月間)											
施設・設備等撤去											●	
原状復旧											●	

※処理状況によって、ほだ木、牧草等（牧草、稲わら）処理期間の調整を行う場合がある。

※牧草等の処理期間の設定理由は、積雪のため一時保管所から搬入が困難であることから、ほだ木を冬期間処理するものである。

(2) 処理フロー及び全体処理計画量

処理フローは、次のとおりとし、全体処理計画量は、「6 管内の処理対象物の現状（当初見込み量）」のとおりとします。



8 処理計画

(1) 運搬計画（一時保管場所から焼却施設内）

① 一時保管の適正管理

処理対象物の一時保管は、悪臭や飛散防止対策など適正に管理を行います。

② 一時保管場所の位置及び概要

一時保管場所の位置及び概要は、「5-(1) 処理対象物の一時保管状況」のとおりです。

③ 運搬ルート

一時保管場所から前処理施設又は焼却施設までのルートは、幹線道路を中心に道路状況を考慮し効率的に設定するものとします。

④ 運搬方法

処理対象物の運搬は、廃棄物処理法の基準に従い行うものとします。

⑤ 運搬計画量

運搬計画量は、「6 管内の処理対象物の現状（当初見込み量）」のとおりとします。なお、運搬日量は、組合が実施する処理の進捗状況や道路状況などを考慮し、市町ごとに調整を行い、適宜行うものとします。

(2) 前処理計画

① 前処理実施場所及び設置設備等

前処理実施場所は、焼却施設の敷地内に設置し牧草等の裁断を行います。設置設備等は、前処理用テント（想定規模：20m×10m）、ロール運搬車、裁断機（牧草、稲わら用）等を計画しています。

② 処理対象物

処理対象物は、次のとおりとします。

ア 腐敗等により悪臭等を発していないもの

イ 搬入時に飛散しないもの

ウ その他組合が周辺への影響や処理に支障がないと判断したもの

③ 処理内容

牧草及び稲わらは、前処理施設において、処理可能な大きさに裁断します。ほだ木については、破碎処理業者に委託のうえ前処理を行います。

前処理施設を効率的に稼働させるため、テント施設内に一定量を保管します。（牧草、稲わら等の1週間分相当量である約6 t程度）

④ 前処理計画量

前処理計画量は、「6 管内の処理対象物の現状（当初見込み量）」のとおりとします。なお、前処理日量は、組合が実施する処理の進捗状況などを考慮し、適宜行うものとします。

⑤ 適正管理

前処理実施場所の管理については、廃棄物処理法及び放射性物質管理計画に基づき適正に行います。

(3) 焼却処理計画

① 焼却処理施設の位置及び概要

焼却処理施設の位置及び概要は、「5-(2)処理施設の概要」のとおりです。

② 投入方法

投入時の飛散防止等の対策を行うとともに、焼却炉への供給量の調整が可能となるように、処理対象物をごみ焼却ピットの一定の場所に集積されるように投入調整を行います。

③ 焼却処理方法

放射性物質管理計画に基づく混焼割合となるように供給量等の調整をします。

④ 焼却処理計画量

実施期間における市町ごとの焼却処理計画量は、「6 管内の処理対象物の現状（当初見込み量）」とします。日量については、次のとおりとします。

区分	焼却処理量	備考
牧草、稲わら	1日あたり1トン程度とする。	左記数量を基本とし、市町ごとの運搬日量は、適宜行うものとする。
ほだ木	1日あたり1トン程度とする。	

⑤ 適正管理

ごみ焼却施設の管理については、廃棄物処理法及び放射性物質管理計画に基づき適正に行います。

(4) 埋立処分計画

① 埋立処分地の位置及び概要

埋立処分地の位置及び概要は、「5-(2)処理施設の概要」のとおりです。

② 埋立処分方法

焼却灰等の埋立処分は、廃棄物処理法、放射性物質汚染対処特別措置法及び放射性物質管理計画に基づき適正に行います。

③ 埋立処分計画量

実施期間における埋立処分計画量は、次のとおりとします。

区 分	埋立処分量	備 考
焼却対象物重量	677.4 t	注1 焼却灰等=焼却対象物量×7.2% 注2 覆土量=焼却灰等×25% 注3 埋立処分重量=焼却灰等+覆土量 注4 容量換算係数 ・焼却灰等：1.000 m ³ /t ・覆土量：0.625 m ³ /t
焼却灰等 (7.2%)	48.8 t	
覆土量 (25%)	12.2 t	
埋立処分重量	61.0 t	
埋立処分容量	56.4 m ³	

④ 適正管理

埋立処分地及び浸出液処理施設の管理については、廃棄物処理法、放射性物質汚染対処特別措置法及び放射性物質管理計画に基づき適正に行います。

(5) 放射性物質測定計画

放射性物質の測定は、放射能濃度等測定方法ガイドラインに従い、次のとおり実施するものとし、このうち放射性物質濃度測定については、専門業者委託による測定を「本測定」、本測定以外の測定を「簡易測定」とします。

① 放射性物質濃度測定（本測定）頻度等

区分		モニタリング頻度		
		現行	強化分	全体計画
ごみ焼却施設	排ガス	—	12回/年	12回/年
	焼却灰・飛灰	12回/年	—	12回/年
最終処分場	放流水	12回/年	—	12回/年
	地下水（上流）	12回/年	—	12回/年
	地下水（下流）	12回/年	—	12回/年

② 放射性物質濃度測定（簡易測定）頻度等

区分		モニタリング頻度		
		現行	強化分	全体計画
ごみ焼却施設	処分対象物	—	随時	随時
	焼却灰・飛灰	—	随時	随時

③ 空間線量率測定頻度等

区分		モニタリング頻度		
		現行	強化分	全体計画
ごみ焼却施設	施設周辺 4点	適宜	12回/年	12回/年
	施設内 2点	適宜	12回/年	12回/年
最終処分場	敷地境界 5点	1回/週	—	1回/週

(6) 放射性物質管理計画

① 放射性物質の管理

処理施設等の放射性物質に関する管理については、放射性物質汚染対処特別措置法及び特定一般廃棄物処理施設維持管理基準に従って行うとともに、事業実施にあたり必要となるモニタリング調査等の強化策を加え行うものとします。

② 受入基準（強化基準）

一般廃棄物最終処分場において受け入れる焼却灰等の放射性セシウム濃度の基準については、当焼却施設の焼却灰等の直近1年の放射性物質濃度の最大値は、331Bq/kg程度であり、通常の場合には、国が定める基準値を大きく下回るものと思料される。もっとも焼却に当たっては、当該地域における汚染副産物の最大濃度が539Bq/kgであり、焼却処理をした場合には焼却灰は約960Bq/kgと見込まれることから、当該数値の範囲内での焼却を目指し、国の基準値8,000Bq/kgを大きく下回る「1,000Bq/kg以下」の基準を独自に設定し、厳しい基準で焼却処理を進めることにしたい。

③ 前処理実施場所における管理

施設周辺及び作業場内の空間線量率測定について、放射性物質測定計画に従い実施します。

④ ごみ焼却施設における管理

ア 投入前の焼却対象物の放射性セシウム濃度を随時測定します。（簡易測定）

イ アの測定結果を踏まえ、焼却灰等の放射性セシウム濃度が受入基準値以下となるように混焼割合を設定し、その範囲で処理を行います。

ウ 焼却灰等の放射性セシウム濃度を随時測定し（簡易測定）、受入基準値以下であることを確認したうえで、一般廃棄物最終処分場に搬出します。また、測定結果が当該基準を超えた場合は、一般廃棄物最終処分場への搬出を停止し、超過した原因を調査したうえで、必要な対策を講じます。

なお、超過した焼却灰等については、一般ごみ等と混焼し、受入基準値以下であることを確認したうえで、一般廃棄物最終処分場に搬出します。

エ 排ガス、焼却灰等の放射性セシウム濃度測定及び施設周辺の空間線量率測定について、放射性物質測定計画に従い実施します。

〈排ガス中の放射性物質の安全性の確認〉

排ガス中の放射性物質濃度を下記により監視し、周辺の人の健康や生活環境に影響がないことを確認します。

$$\frac{{}^{134}\text{C}_s\text{の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{C}_s\text{の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

※放射性物質濃度（放射性セシウム濃度）は、3月間の平均濃度。

オ エにおいて、排ガスが基準値を超過した場合は、速やかに施設を停止し、超過した原因を調査したうえで必要な対策を講じます。また、施設稼働後においては、排ガスの放射性セシウム濃度の測定を実施し安全性の確認を行います。

カ 本測定結果と簡易測定結果との比較及び混焼割合の設定の検証などを適宜行い、処理の効率化を図ります。

⑤ 一般廃棄物最終処分場における管理

ア 焼却灰等の埋立処分にあたっては、特定一般廃棄物処理施設維持管理基準に従って行うとともに、天候等を考慮し作業終了時においてシート等の被覆を行うなど、できる限り雨水等の浸入を防ぎます。また、埋立完了地においては、雨水側溝を設置するなど雨水等の地下への浸透防止策を講じます。

イ 一般廃棄物最終処分場の敷地境界の空間線量率測定及び浸出水等の放射性セシウム濃度測定計画に従い実施します。

＜排水中の放射性物質の安全性の確認＞

排水中の放射性物質濃度を下記により監視し、周辺の人々の健康や生活環境に影響がないことを確認します。

$$\frac{{}^{134}\text{C}_s\text{の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{C}_s\text{の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \leq 1$$

※放射性物質濃度（放射性セシウム濃度）は、3月間の平均濃度。

ウ 浸出液処理施設及び周辺地下水の放射性セシウム濃度の管理については、汚染の影響を最初に受ける浸出水において、放射性セシウム濃度の動向を監視します。

エ ウにより浸出水の放射性セシウム濃度に変化が生じた場合は、測定頻度を増やし状況の把握を行います。

オ エにより上昇傾向（基準値超過の恐れがある場合）又は基準値超過となった場合は、速やかに施設を停止し原因を調査したうえで、濃度を基準値以下に保つため放射能を吸着させる薬剤等を使用して放射性セシウムを吸着・除去し、放流水で国の定める基準値以下であることを確認したうえで放流します。また、同時に埋立処分方法を見直すなどの必要な措置を講じます。

カ 焼却灰等の埋立終了後においても、浸出水等を適正に管理します。

(7) 組合及び市町による協議・調整

当該処理計画に定めるもののほか、汚染副産物の適正処理のため特に必要とされる処理の方法等については、市町及び組合で協議・調整するものとします。

9 作業従事者への健康対策

労働安全衛生法及び関係法令等の規定を遵守するとともに、前処理作業場内及び焼却施設内の空間線量率の測定（放射性物質測定計画参照）など作業環境の状況把握に努めるほか、安全衛生教育の実施など労働者の安全と健康の確保に積極的に取り組みます。また、作業現場の状況に対応した「作業マニュアル」についても適宜策定します。

10 焼却時等の異常発生・緊急時の対応

(1) 運搬、焼却処理及び埋立処分時において事故等が発生した場合

運搬、焼却処理及び埋立処分時において事故等が発生した場合は、速やかに事故等の状況に応じ施設等の緊急停止を実施するとともに、原因等の調査を実施するなどの必要な措置を講じます。

- (2) 排ガスが放射性物質管理計画に定める放射性セシウム濃度を超過した場合
排ガスが放射性物質管理計画に定める放射性セシウム濃度を超過した場合は、速やかに汚染副産物の焼却を停止し、超過した原因を調査したうえで必要な措置を講じます。また、施設稼働後においては、排ガスの放射性セシウム濃度の測定を実施し、安全性の確認を行います。
- (3) 焼却灰等が放射性物質管理計画に定める放射性セシウム濃度を超過した場合
焼却灰等が、放射性物質管理計画に定める受入基準値である放射性セシウム濃度 1,000Bq/kg を超過した場合は、一般廃棄物最終処分場への搬出を停止し、超過した原因を調査したうえで必要な措置を講じます。なお、超過した焼却灰等については、一般ごみ等と混焼し、基準値以下であることを確認したうえで、一般廃棄物最終処分場に搬出します。
- (4) 追加空間線量（※）平均毎時 0.19 マイクロシーベルトを超過又は超過しそうな場合
放射性物質測定計画に基づく、追加空間線量が平均毎時 0.19 マイクロシーベルトを超過又は超過しそうな場合は、速やかに原因等の調査を実施するとともに、必要に応じ施設等の緊急停止などの措置を講じます。
- ※ 追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトを 1 時間あたりに換算すると、毎時 0.19 マイクロシーベルト（屋外 8 時間、屋内（遮へい効果 0.4）16 時間の生活パターンで積算）となる。

11 試験焼却及び住民説明会の実施について

(1) 試験焼却

汚染副産物（牧草、稲わら、ほだ木）の処理に伴う排ガス、飛灰・主灰及び排水等の放射性セシウム濃度並びに施設周辺等の空間線量率の動向を確認し、周辺住民等の安全・安心を確保する。

- ・実施年月日：平成 26 年 10 月
- ・対象施設：岩手・玉山清掃事業所（ごみ焼却施設）
- ・焼却対象物：牧草 約 1 トン（岩手町 500kg、盛岡市玉山区 500kg）
ほだ木 約 1 トン（岩手町 500kg、盛岡市玉山区 500kg）
- ・実施内容：焼却灰の放射性セシウム濃度が受入基準値以下となる混焼割合を定めたうえで、試験焼却を行い、各測定箇所について放射性セシウム濃度及び空間線量率を測定し、当該焼却処理等の安全性の確認を行う。

(2) 住民説明会の開催

試験焼却の前に「試験焼却の実施に関する住民説明会」を、試験焼却後に「試験焼却結果及び処理方針に関する説明会」を開催し、本格焼却に対する理解を得る。

- ・実施年月日：試験焼却 事前説明 平成 26 年 9 月以降
試験焼却 結果説明 平成 26 年 10 月以降

・対象者及び開催場所

	対象者	開催場所	対象地区	対象世帯
1	清掃事業所周辺住民	岩手・玉山環境組合 会議室	寺林(66)、大平(37)、巻堀(49)	152 世帯
2	岩手町最終処分場周辺住民	岩手町水堀いきがい交流センター	前ヶ沢(19)、小山沢(37)、水堀(13)	69 世帯
3	盛岡市玉山最終処分場周辺住民	門前寺地区集会所	門前寺	92 世帯

12 放射性物質測定結果（モニタリング結果）の公表

これまで各施設等で実施したモニタリング結果は、すべてにおいて国の基準値以下となっています。※

試験焼却結果及び放射性物質測定計画に基づく測定結果については、組合、市及び町において随時公表します。

※別添資料3 ごみ焼却施設及び一般廃棄物最終処分場モニタリング測定結果

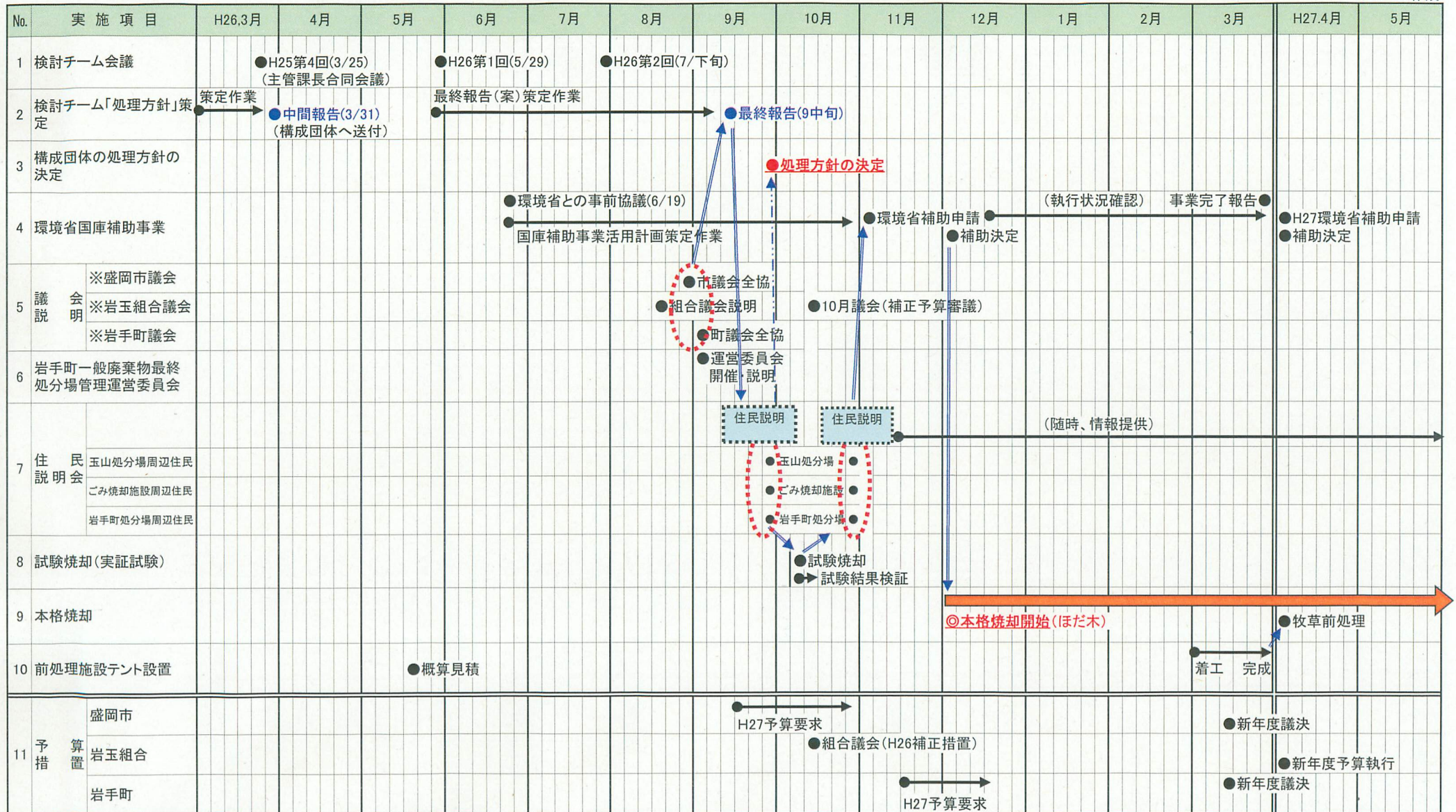
13 処理事業費

汚染副産物を焼却処理するにあたっての事業費等については、概ね下記のとおりを見込んでいます。

- (1) 総事業費 100,000～150,000 千円 （処理期間により変更あり）
- (2) 補助事業 国庫補助事業である「放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系副産物の処理加速化事業）」を活用する。
- (3) 補助率 補助対象経費の概ね 1 / 2 （事業費の 90%を見込む）
- (4) 市町負担金 一般財源（市町負担金）については、岩手町、盛岡市の処理量の按分により決定する。
- (5) その他 市町負担金のうち、補助対象額から国庫補助金を差し引いた額が震災復興特別交付税で全額措置される。

放射性物質汚染農林業系副産物の焼却処理 実施計画スケジュール (案)

H26.7.28作成



※定例議会日程は、平成25年度日程を掲載。